

# 公共調達審査会活動状況報告書

(部局名)

広島検疫所

1 開催日 令和5年10月16日(月)

2 委員の氏名及び役職等	委員長 食品監視課長	岩井 雄二
	委 員 試験検査室長	岡本 徳子
	委 員 検疫係長	松井 智徳

3 審査対象期間 令和5年7月1日 ~ 令和5年9月30日契約締結分

4 審査契約件数

## (1) 公共工事

① 競争入札によるもの	
・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件
うち、低入札価格調査の対象となったもの	0 件

## ② 隨意契約によるもの

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件

## (2) 物品・役務等

## ① 競争入札によるもの

・審査対象件数	3 件
・審議件数	3 件
うち、契約金額が500万円以上の案件	1 件
うち、参加者が一者しかいないもの	1 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

## ② 隨意契約によるもの

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件

うち、直近の随意契約見直し計画で一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの

0 件
-----

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの

0 件
-----

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者（応募者）が一者しかいないもの

0 件
-----

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの

0 件
-----

5 審査案件の抽出方法

広島検疫所公共調達審査会運営要綱の規定に基づき、対象案件全てについて審査を実施。

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況（具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。）

所見なし。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となつたものにあつては、「低入札」。  
② 隨意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。  
③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者)の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。 )  
④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。  
⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

## 公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

※ 借着欄には、以下の①から⑤に該当する場合に①は、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となつたものにあつては、「低入札」。
  - ② 隨意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
  - ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(算)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
  - ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
  - ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

（物品・役務等）

本件爭議期間為和5年7月1日～和5年9月30日，期約總分

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象なものにあっては、「低入札」。
  - ② 防災契約を重視した計画において一般競争入札等に移行するにされていたが移行していないものにあっては、「未措置」。
  - ③ 競争入札又は公募式を採用した場合の応札(著者)者の場合は「1着」、2着の場合は「12着」と付すこと。 )
  - ④ 新規事業又は競争性のない防災契約の場合は「新規」。
  - ⑤ 委託契約金額に応じて再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあっては、「再委託」。

## 公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

[随意契約によるもの]	審査期間	令和5年7月1日～令和5年9月30日契約締結分	部局名	広島検疫所						
物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日 契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと した会計法令の指標 条文及び理由(企画競 争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の数 (人)	備考	公共調達審査会 審議結果状況(所見)

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となつたものにあつては、「低入札」。
- ② 隨意契約し計画において一般競争入札等に移行するとされてゐたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(著)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。